

# 青森県報

号外第三十九号

平成十七年  
四月一日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

|  |            |   |
|--|------------|---|
| 青森県個人情報保護条例第三十三条の規定により知事が定める法人の一部改正                                      | （総務学事課）    | 一 |
| 青森県個人情報保護条例第十八条第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる個人情報の一部改正                  | （同）        | 一 |
| 青森県個人情報保護条例第二十九条の規定により知事が定める法人の一部改正                                      | （同）        | 二 |
| 青森県個人情報保護条例第三十二条第一項の事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の一部改正                          | （行政経営推進室）  | 二 |
| 二以上の農林水産事務所の所管区域にわたる農林畜水産業及び自然環境の保全に関する事務を分掌する農林水産事務所の指定の一部改正            | （農村整備課）    | 三 |
| 二以上の県土整備事務所の所管区域にわたる県土の整備に関する事務を分掌する県土整備事務所の指定の一部改正                      | （監理課）      | 四 |
| 公平委員会の事務の受託  | （人事委員会事務局） | 四 |
| 右 同  | （同）        | 四 |
| 教育委員会  |            |   |
| 青森県個人情報保護条例第十八条第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があつた場合において直ちに開示することができる個人情報の一部改正 | （職員福利課）    | 五 |

青森県個人情報保護条例第二十九条の規定により青森県教育委員会が定める法人の一部改正……………（同）…五

## 告 示

青森県告示第二百七十八号

平成十二年四月一日青森県告示第二百八十五号（青森県個人情報公開条例第三十三条の規定により知事が定める法人）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

表青い森鉄道株式会社の中「八戸市一番町一丁目三の一」を「八戸市大字長苗代字上亀子谷地九」に改める。

青森県告示第二百七十九号

平成十三年四月一日青森県告示第二百二十八号（青森県個人情報保護条例第十八条第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

「第十八条第一項」を「第二十条第一項」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

表中「できる個人情報」を「できる保有個人情報」に、「個人情報の」を「保有個人情報」に改め、表保育士試験の項を削り、表改良普及員資格試験の項を次のように改める。

|                 |             |                 |                     |
|-----------------|-------------|-----------------|---------------------|
| 農業管理指導士<br>認定試験 | 科目別得点及び総合得点 | 合格発表の日<br>から一月間 | 農林水産部食の安<br>全・安心推進課 |
|-----------------|-------------|-----------------|---------------------|

表林業改良指導員資格試験の項及び農業管理指導士認定試験の項を削る。

青森県告示第二百八十号

平成十一年七月一日青森県告示第四百七十六号（青森県個人情報保護条例第二十九条の規定により知事が定める法人）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

「第二十九条」を「第三十九条」に改める。

表青い森鉄道株式会社の中「八戸市一番町一丁目三の二」を「八戸市大字長曲代字上電子谷地九」に改める。

青森県告示第二百八十一号

平成十一年七月一日青森県告示第四百七十七号（青森県個人情報保護条例第三十二条第一項の事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

「第三十一条第1項」を「第四十一条第1項」に改める。

「第三十二条第1項」を「第四十一条第1項」に改める。

「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）」「住所」「電話番号」「及び地方公共団体」を「、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）」に改める。同条の「住所」を「住所」に改める。

(3) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第4を次のように改める。

第4 個人情報の保有等

- 1 個人情報の保有に当たっては、正当な事業の範囲内において、その利用の目的をできる限り特定するものとし、その特定した利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲内で保有するものとする。
- 2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行うものとする。

第8を第9に改める。

第9の2中「利用又は提供をすることを拒まれた」と「、第4から第6までの規定に違反しているという理由により利用又は提供を停止するよう求められた」とを第7を第8に改める。

第9の2中「収集したときの目的」と「利用目的」と「正確、完全かつ最新なものに保つために」と「過去又は現在の事実と合致するよう」とを「及び」と「又は」とに改める。同条中「収集方法、使用目的又は使用方法」と「取得の方法又は利用の目的若しくは方法」とを「第9を第10に改める。」

第5中「個人情報を収集したときの目的」と「利用目的」とを「第5を第6に改める。」

第4の次に次のように改める。

第5 個人情報の取得

- 1 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段により行うものとする。
- 2 思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として、取得してはならない。ただし、法令若しくは条例の規定に基づいて取得するとき、又は本人の明確な同意を得て取得するときは、この限りでない。
- 3 個人情報を取得するときは、取得する目的を本人に明らかにした上で、原則として、本人から直接取得するものとする。やむを得ない理由により本人以外のものから取得するときは、本人の権利利益を不当に侵害しないように行うものとする。

青森県告示第二百八十一号

青森県知事（昭和三十一年法律第百七号）第二十五条第三項の「住所」を「住所」に改める。同条第五項の規定による

り次のとおり告示する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成十七年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

小原 隆平

八戸市根城七丁目六の一六

三 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用

1 額の算定方法

基本費用の額に執務費用及び実費の額を合算する。

2 支払方法

費用の一部について概算払をする。

青森県告示第二百八十三号

平成十三年四月一日青森県告示第二百六十二号(二以上の農林水産事務所の所管区域にわたる農林畜水産業及び自然環境の保全に関する事務を分掌する農林水産事務所の指定)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

本文中「第十条第八項」を「第十条第七項」に改める。  
表を次のように改める。

|                             |                             |                        |
|-----------------------------|-----------------------------|------------------------|
| 二以上の農林水産事務所にわたる事務           | 二以上にわたる農林水産事務所名             | 二以上にわたる事務を分掌する農林水産事務所名 |
| 県営指久保地区かんがい排水事業に関する事務       | 三戸地方農林水産事務所<br>上北地方農林水産事務所  | 上北地方農林水産事務所            |
| 国営岩木川左岸(一期)地区かんがい排水事業に関する事務 | 中南北地方農林水産事務所<br>西北地方農林水産事務所 | 西北地方農林水産事務所            |

|                             |                            |              |
|-----------------------------|----------------------------|--------------|
| 県営早稲田・亀田地区緊急農地集積場整備事業に関する事務 | 中南北地方農林水産事務所               | 中南北地方農林水産事務所 |
| 県営増館地区緊急農地集積場整備事業に関する事務     | 東地方農林水産事務所<br>中南北地方農林水産事務所 | 中南北地方農林水産事務所 |
| 県営福館放地区かんがい排水事業に関する事務       | 東地方農林水産事務所<br>中南北地方農林水産事務所 | 東地方農林水産事務所   |
| 国営岩木川左岸(二期)地区かんがい排水事業に関する事務 | 中南北地方農林水産事務所               | 西北地方農林水産事務所  |
| 県営早瀬野ダム地区基幹水利施設管理事業に関する事務   | 中南北地方農林水産事務所               | 中南北地方農林水産事務所 |
| 県営二庄内ダム地区基幹水利施設管理事業に関する事務   | 中南北地方農林水産事務所               | 中南北地方農林水産事務所 |
| 県営浪岡ダム地区基幹水利施設管理事業に関する事務    | 東地方農林水産事務所<br>中南北地方農林水産事務所 | 西北地方農林水産事務所  |
| 県営夕顔関頭首工地区基幹水利施設管理事業に関する事務  | 中南北地方農林水産事務所               | 西北地方農林水産事務所  |
| 県営相原排水機場地区基幹水利施設管理事業に関する事務  | 中南北地方農林水産事務所               | 中南北地方農林水産事務所 |
| 県営中泉排水機場地区基幹水利施設管理事業に関する事務  | 中南北地方農林水産事務所               | 中南北地方農林水産事務所 |
| 県営南津軽地区基幹施設管理整備事業に関する事務     | 東地方農林水産事務所<br>中南北地方農林水産事務所 | 中南北地方農林水産事務所 |
| 県営北津軽地区基幹施設管理整備事業に関する事務     | 東地方農林水産事務所<br>中南北地方農林水産事務所 | 西北地方農林水産事務所  |
| 県営上北地区基幹施設管理整備事業に関する事務      | 三戸地方農林水産事務所<br>上北地方農林水産事務所 | 上北地方農林水産事務所  |

青森県告示第百八十四号

平成十四年四月一日青森県告示第百四十七号（二以上の県土整備事務所の所管区域にわたる県土の整備に関する事務を分掌する県土整備事務所の指定）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表一般国道百一号に関する事務（大釈迦スノーシェッドの部分に係るものに限る。）の項中「弘前県土整備事務所」を「青森県土整備事務所」に改める。

第三号の表一級河川十川に関する事務（北津軽郡板柳町大字滝井字川崎六三の八地先の頭首工（以下「滝井頭首工」という。）上流端から下流の部分に係るものを除く。）の項及び一級河川十川に関する事務（滝井頭首工上流端から下流の部分に係るものに限る。）の項中「弘前県土整備事務所」を「青森県土整備事務所」に改め、

五所川原県土整備事務所」を「弘前県土整備事務所」に改め、五所川原県土整備事務所」

同表一級河川浪岡川に関する事務（北津軽郡板柳町大字滝井字滝袋五一の一地先の町道橋上流端から下流の部分に係るものを除く。）の項中「弘前県土整備事務所」を「青森県土整備事務所」に改め、

五所川原県土整備事務所」を「弘前県土整備事務所」に改め、五所川原県土整備事務所」

第四号の表中「弘前県土整備事務所」を「青森県土整備事務所」に改め、五所川原県土整備事務所」

同表に次のように加える。

|                |                         |           |
|----------------|-------------------------|-----------|
| 馬淵川流域下水道に関する事務 | 八戸県土整備事務所<br>十和田県土整備事務所 | 八戸県土整備事務所 |
|----------------|-------------------------|-----------|

青森県告示第百八十五号

県は、十和田市から、次の規約により、公平委員会の事務の委託を受けた。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

十和田市と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

（公平委員会の事務委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、十和田市（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を青森県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）  
第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

（その他必要な事項）  
第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附則

この規約は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県告示第百八十六号

県は、つがる市から、次の規約により、公平委員会の事務の委託を受けた。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

つがる市と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

（公平委員会の事務委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、つがる市（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を青森県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成十七年四月一日から施行する。

## 教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第六号

平成十三年四月一日青森県教育委員会告示第三号（青森県個人情報保護条例第十八条第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があつた場合において直ちに開示することができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

「第十八条第一項」を「第二十条第一項」に、「個人情報を」を「保有個人情報を」に改める。

表中「できる個人情報」を「できる保有個人情報」に、「個人情報の」を「保有個人情報」に改める。

青森県教育委員会告示第七号

平成十一年七月一日青森県教育委員会告示第六号（青森県個人情報保護条例第二十九条の規定により青森県教育委員会が定める法人）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

「第二十九条」を「第三十九条」に改める。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭